三十九　ウイスキーの表示に関する公正競争規約（昭和五十五年公正取引委員会告示第二十二号）

第１条中「は」の下に「、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき」を加え、「一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘因を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第９条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「本条第１項若しくは第２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第11条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

四十　輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約（昭和五十五年公正取引委員会告示第二十三号）

第１条中「一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第10条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「本条第１項若しくは第２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第12条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

四十一　出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十六年公正取引委員会告示第二十四号）

第１条中「は」の下に「、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき」を加え、「不当な顧客の誘引を防止し、もって出版物小売業における公正な競争秩序を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第６条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第８条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

四十二　単式蒸留しょうちゅう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十六年公正取引委員会告示第二十五号）

第１条中「不当な顧客の誘引を防止し、もつて単式蒸留しようちゆう製造業における公正な競争秩序を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第８条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「本条第１項若しくは第２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第10条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

四十三　輸入ビールの表示に関する公正競争規約（昭和五十七年公正取引委員会告示第五号）

第１条中「一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第10条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「本条第１項若しくは第２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第12条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

四十四　農業機械の表示に関する公正競争規約（昭和五十七年公正取引委員会告示第十六号）

第１条中「は」の下に「、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき」を加え、「一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争秩序を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第３条第１項及び第４項中「あつて」を「あって」に改め、同条第５項中「よつて」を「よって」に改め、同条第６項及び第８項中「あつて」を「あって」に改める。

第４条第１項及び第５条中「明りよう」を「明りょう」に改める。

第９条中「あつて」を「あって」に改める。

第10条第１項中「明りよう」を「明りょう」に改める。

第13条中「よつて」を「よって」に、同条第２号中「明りよう」を「明りょう」に改める。

第14条第１号中「第13条」を「前条」に、同条第５号中「もつて」を「もって」に改める。

第16条中「第15条」を「前条」に改める。

第17条中「明りよう」を「明りょう」に改める。

第19条中「第18条」を「前条」に改める。

第４章を削り、第５章を第４章とする。

第21条第１項中「景品類等」を「景品類」に、「第６条」を「第５条」に改める。

第22条第３項中「もつて」を「もって」に改める。

第23条第１項中「行つた」を「行った」に、「行つて」を「行って」に、「もつて」を「もって」に改め、同条第２項中「従つて」を「従って」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「もしくは」を「若しくは」に、「文書をもつて公正取引委員会」を「、文書をもって消費者庁長官」に改める。

第24条第２項中「もつて」を「もって」に改め、同条第３項中「あつた」を「あった」に改め、同条第４項中「なかつた」を「なかった」に改める。

第25条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「、消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

四十五　家庭用合成洗剤及び家庭用石けん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十八年公正取引委員会告示第１号）

第１条中「もって公正な競争秩序を確保することを目的とする」を「一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第６条第２項中「又は」を「若しくは」に、「若しくは公正取引委員会」を「又は消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第８条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

四十六　泡盛の表示に関する公正競争規約（昭和五十八年公正取引委員会告示第二十九号）

第１条中「一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第10条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「本条第１項若しくは第２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第12条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

四十七　釣竿の表示に関する公正競争規約（昭和五十九年公正取引委員会告示第十号）

第１条中「一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第12条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「前２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第14条第２項及び第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。